

近代創生期の日本財政と公共投資に関する史的研究

Japan finances and the community investment abstract of the modern making time

田中 邦博**、亀田 伸裕***、森 伸之***

By Kunihiro TANAKA, Nobuhiro KAMEDA and Nobuyuki MORI

The execution of public undertaking becomes a big social problem today. "The ministry of the interior statistics materials" can get the most objective data when know revenue of engineering works institution. In such situation, it may be said that an effort to let people are easy to understand it, and understand necessity of engineering works public goods preparation is demanded by historical (the social background / finances situation / enterprise evaluation) investigation / study, making a data modern times engineering works inheritance.

By a last report, I explained objective movement about engineering works administration and finances of the ministry of the Interior in 1938 from about 1830 and explained finances about before 1884 by a report of this time.

1. はじめに

今日、わが国は、バブル崩壊後の経済社会状況を背景に、公共事業の執行は、その是非をめぐって大きな社会問題となっている。このような状況の中で、近代土木遺産を歴史的(社会的背景・財政状況・事業評価)に調査・研究、データ化することにより、土木公共財整備の必要性を、国民に分かり易く理解させるための努力が求められていると言える。

このうち、財政状況(その時代の土木施設の財源)の調査研究には、『内務省統計資料』が、現在入手できる史料として、事業別の数値が収納され、最も客観的なデータを得ることができる。

前報¹⁾では、明治維新以降から第二次大戦前までの内務省(旧建設省の前身)の土木行政及び財政の歳入歳出状況などについて、「内務省統計資料」により、客観的な動きをデータ化した。

本報では、「内務省統計資料」に記載されていない明治17年以前(大まかに言えば大政方制度が廃止され内閣制度が創始される以前)の土木行政及び事業費の動きをまとめたものである。

*keywords:土木事業費、内務省、日本財政

**正会員 工博 九州共立大学土木工学科助教授

(〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8)

***正会員 工博 九州共立大学地域環境システム工学科教授

**正会員 工博 九州共立大学地域環境システム工学科助教授

2. 近代創生期の土木行政所管庁の推移^{2) 3) 4) 5) 6)}

明治新政府は1868(明治元)年6月に内国事務局を創設し、10月には治河使を創設して、各府県に「天下水利の道を興し、民庶の福祉を増進すべく上下勉勵すべき」と布達し、大土木工事に関しては官吏を派遣するとしたが、内務省創設までのその後の行政所管庁の推移を以下に列挙する。

1869(明治2)年6月:この頃になって中央官制も整備されて、職員令が定められ、水利、橋梁、道路のことは大蔵省の所管事業とされた。

1870(明治3)年7月:民部省が設立され、土木司が置かれた。同年10月に工部省が設立され、翌年7月、民部省が廃止されて土木司は工部省の所管となる。

1871(明治4)年10月:土木寮に変更(司を寮に変更:司と寮の違いは、長の格、並びに待遇の差で、寮の長は頭(かしら)で正五位、司は正(せい)で正六位と定められた。

1873(明治6)年11月:内務省の設置が決定。翌7年1月に内務省が開庁し、そのまま所管となった土木寮は、1877(明治10)年に土木局と改称され、以後、1947(昭和22)年12月の内務省解体まで続く。

表-1には、内閣制度が創設された1885(明治18)年12月22日を区切りとして、それ以前の土木関係法律の変遷をしめす。

3. 創生期の財政状況^{7) 8)}

(1) 日本財政史の概説

沢本守幸氏は、日本財政史に関する著書の中で、経済的

表一 土木関係法律の変遷（文献2）3）4）5）15）

年 月 日	発布番号	件 名	主たる内容
1871 (明治 4) 年11月27日	布第623号	「県治条令」の公布	常備金が定められ、支弁すべき費目の制定。中央と地方財政の分化の端緒。
1873 (明治 6) 年 7月28日	布第272号	「地租改正条令」の公布	国税の根幹としての「地租」が確立した。
1873 (明治 6) 年 8月 2日	番 外	「河港道路修築規則」の公布	一等河川、港湾、道路の工事は国の直轄事業とすることが決められた。
1873 (明治 6) 年12月27日	達第427号	「府県金穀出納順序」の制定	府県予算制度の大綱が示された。
1874 (明治 7) 年11月18日	達第 号	「河港・道路費用の下渡」	府県河港・道路・橋梁等の費用は以降土木部より直接下付するとされた。
1875 (明治 8) 年 9月 8日	布第140号	「租税・賦金」の名称を制定	国費に供するものを「国税」、府県限りで徴収するものを「府県税」と決められた。
1875 (明治 8) 年 6月20日		「地方官会議開催」	河川等級の廃止。高水及び低水工事の費用負担が決まる。
1876 (明治 9) 年 6月 8日		「河港道路修築規則」の改正	道路の等級を廃止し、国道・県道・里道の3種とした。
1876 (明治 9) 年10月17日	布第130号	「土木起功規則」の公布	区および町村の土木起功について制定
1877 (明治10) 年 1月 4日	布第 1号	「地租軽減」の公布	地租率が3/100から2.5/100へ減じられ、府県の付加税も引き下げられた。
1878 (明治11) 年 7月22日	布第 19号	「地方税規則」の公布	我国最初の地方税財政法規。府県段階の地方税と区町村限りの協議費を区分した。地方税は地租付加税、戸数割、営業税、雑種税とされた。
1878 (明治11) 年 7月25日	達第 32号	「府県の主務」を制定	河港・道路・橋梁等で定額外官費支出を要する土功は本省に譲渡することを定めた。
1879 (明治12) 年 2月27日	達第 無号		告第19号の運用について、「当分の間は従来慣行により実施してよい」とされた。
1880 (明治13) 年 4月 8日	布第 16号	「地方税規則」の改正	地方費支弁科目の流用を禁止。「河港道路堤防橋梁建築修築費」が「土木費」と改称
1880 (明治13) 年 5月27日	布第 26号	「地方税規則」の改正	
1880 (明治13) 年 6月15日	布第 31号	「備荒儲蓄法」の制定	
1880 (明治13) 年11月 5日	布第 48号	「地方税規則」の改正	地租付加税が1/5から1/3へ引き上げられ、土木事業への国庫補助が廃止された。
1881 (明治14) 年 2月14日	布第 5号	「地方税規則」の改正	土木費、教育費、地方税取扱費等について改正
1881 (明治14) 年 4月28日	達第 33号	「会計法」の制定	府県の予算及び決算報告書を内務・大蔵省へ提出することが義務づけられた。
1882 (明治15) 年 1月20日	布第 2号	「地方税規則」の改正	区町村土木補助費が新設された。
1882 (明治15) 年12月28日	布第 69号	「地方税規則」の改正	継続費が認められた。会計年度が19年度から4月から3月に改めるように改正
1884 (明治17) 年 3月15日	布第 7号	「地租条令」の公布	地租は地価の2.5/100とし、地目が細かく定義された。地租改正条令は廃止。
1884 (明治17) 年10月28日	達第 号	「会計年度」の改正	明19年より会計年度が6月から翌年7月までが、4月から翌年3月となる。
1885 (明治18) 年 8月15日	布第 25号	「土地に賦課する区町村費」	土地に付加する区町村費は地租の1/7を超えてはならないとされた。
[1885 (明治18) 年12月22日			太政官制度が廃止され、内閣制度創始]

な背景と資本形成力の変遷から、明治維新以降、昭和20年までの約80年間を次の4期に区分している。

- 第Ⅰ期：摩擦と混乱の時代（明元～明18）
- 第Ⅱ期：近代経済の第一次発展期（明19～大2）
- 第Ⅲ期：近代経済の本格的発展期（大3～昭4）
- 第Ⅳ期：国際経済の崩壊期
 準戦時・戦時体制期（重化学工業自給自足体制樹立期）（昭5～昭20）

(2) 近代創生期の財政状況

沢本が示す「第Ⅰ期」はどのような時代であったのか。この第Ⅰ期は、「過渡期」と称され、倒幕・新政府の樹立に始まり、さらには封建制の一掃、反乱分子の鎮圧、近代的中央集権体制の確立へと向かう時期であったと記している。また、この時期を沢本は「摩擦と混乱の時代」と称している。維新に始まり、内戦動乱を抱えながら、欧米技術の導入に努めた時代であったが、近工業の導入や育成度合いは「手さぐりによる初歩的段階」であった。

なお、高橋亀吉氏は明治20年ごろまでを「日本経済が自立的発展への離陸条件を備えた時期」と述べている。さらに、近代土木の変遷史の観点から、長尾義三氏はこの時期を、「自立模索期」に至る最も初期の「導入期」としている。

ここで日本財政史と土木の変遷史との関係を表一2に示す。また、この時期の社会の主な動きを次に示す。

- ①1877 (明治10) 年：西南の役で内乱が終焉。
 ・戦費捻出のための不換紙幣の乱発は悪性のインフレを招く。
 ・明治始めからの輸入超過は正貨危機を招いた。
- ②1880 (明治13) 年
 ・酒税などの増徴。
 ・官営工場の民間払い下げ。
- ③1881 (明治14) 年～1885 (明治18) 年
 ・松方大蔵卿による紙幣整理（政府紙幣の銀兌換開始）

4. 近代創生期の財源

(1) 租税

明治期も今日も行政庁が事業執行のために必要な財源は「租税」である。今日の国税は法人税、所得税などの直接税が大きなウェイトを占めているが、明治期の租税構成は、国や地方自治体とも今日とは大きく異なる。明治期の主たる租税は「地租」であった。府県の税制制度については、1871 (明治4) 年7月の廢藩置県で、行政的には国と府県の分化と行政区域が定められたが、中央と地方の財政が分化されたのは、1875 (明治8) 年9月の太政官布告140号である。これにより、国税は地租と酒税のような間接消費税、営業税から成り、府県税は「民費」を主たる収入とした。なお、地方財政史の見地から、「真の地方税」が創出されたのは、1880 (明治13) 年11月の太政官布告48号であると言われている。

表－2 近代土木及び日本経済の変遷（文献7）8）に基づいて筆者が補作）

時代区分	年次	重要施設	特徴	経済区分
I. 導入期	1868～1885 (明元～明18)	灯台・五港開港居留地 (都市計画・道路・橋) ドック、通信、鉄道、安積疎水 治水、土木技術者教育等	・居留地に始まる土木施設 ・お雇い外国人による欧米 流構造物	第Ⅰ期：摩擦と混乱の時代 (明元～明18)
II. 自立模索期	1885～1912 (明18～明45)	琵琶湖疎水、インクライン 鉄道会社による鉄道 木曾川三川、上水道等	・日本人技術者の台頭 ・低水工事から高水工事など 風土にあった技術に移動	第Ⅱ期：近代経済の第一次発展期 (明19～大2)
III. 充実期	1912～1926 (大元～昭元)	鹿兒島千拓、朝鮮・満州鉄道 大規模埋立、臨海工業地帯 都市計画、大河津分水 上下水道、地震復興等	・2期までの経験を踏まえ、大 規模構想によるプロジェクト ・土木学会の成立	第Ⅲ期：近代経済の本格的発展 (大3～昭4)
IV. 拡張期	1926～1945 (昭元～昭20)	近郊鉄道、地下鉄、丹那、 関門トンネル開通 空港、勝岡橋等	・技術水準の向上、土木施設 の多様性が目立つ ・後半戦時体制に入る	第Ⅳ期：国際経済の崩壊期 ※ (昭5～昭20)

※ この時期は、準戦時・戦時体制期（重化学工業自給自足体制樹立期）でもある

表－3 地方財政の変遷

年 月 日	発布番号	件 名	主たる内容
1868 (明治 元) 年4月21日	第331号	『政体書』の制定	府、藩、県をもって地方行政企画とし、府知事、諸侯、知県事が置かれた。
1869 (明治 2) 年 2月 5日	第117号	『府県施政順序』の公布	府、藩、県の職掌が定められた。
1869 (明治 2) 年 6月17日	第544号	『版籍奉還』	旧藩主274名を知藩事に任命する。
1870 (明治 3) 年 1月28日		『府藩県堤防仮規則』の公布	
1871 (明治 4) 年 4月 4日	第170号	『戸籍法』の公布	全国を区に分け、区に戸長を置いて戸数、人口の調査をさせる。
1871 (明治 4) 年 7月14日	布第353号	『廢藩置縣』がなされた。	全国に3府302県が置かれた。同年11月には3府72県となる。
1871 (明治 4) 年10月28日	布第560号	『府県官制』の公布	最初の統一的な地方官制が制定された。
1871 (明治 4) 年11月27日	布第623号	『県治條令』の公布	県治職制、県治事務章程、県治官員並常備金規則の3部からなる。地方官の権限が明記され、県の長官として令または権令が置かれた。
1872 (明治 5) 年 1月20日	布第 16号	『官等表』の制定	国の官吏と同時に府県の官等（3等～15等）が定められた。
1872 (明治 5) 年 4月 9日	布第117号	『戸長・副戸長』の配置	床屋・名主・年寄等の名称を廃止し、戸長に一般行政事務を取扱い権限を与えた。
1872 (明治 5) 年10月10日	達第146号	『区長・副区長』の配置	大区には区長、小区には副区長が置かれた。
1873 (明治 6) 年 8月 4日	布第285号	『府県の官等』の改正	8等から11等の職名が変更された。
1873 (明治 6) 年 8月 4日	布第287号	『府県判任官傳給』の制定	
1875 (明治 8) 年11月30日	達第203号	『府県職制並事務章程』公布	県治条令は廢止された。
1876 (明治 9) 年 7月29日	達第 75号	『府県官任期令』の公布	県令の任期を12年とし、毎3年を一期とする。
1876 (明治 9) 年 8月21日	布第112号	府県が大廢合される。	全国を3府35県とした。
1877 (明治10) 年 1月16日	達第 6号	『府県官吏の傳給』の制定	知事以下10等属までの傳給が定められた。
1878 (明治11) 年 7月22日	布第 17号	『郡区町村編制法』の制定	大区、小区制度を廢止して、古来からの郡町村を復活させた。郡には郡長、区には区長、町村には戸長が置かれた。
1878 (明治11) 年 7月22日	布第 18号	『府県会規則』の公布	全国統一的な府県会規則が制定された。議員は制限選挙による公選制で選ばれた。
1878 (明治11) 年 7月25日	達第 32号	『府県官職制』の公布	府県職制は廢止。府には知事、県には令を置き、以下書記官、属を配置。
1879 (明治12) 年 8月 3日	達第 35号	『府県官任期令』の改正	
1880 (明治13) 年 4月 8日	布第 14号	『郡区会規則』の追加	
1880 (明治13) 年 4月 8日	布第 15号	『府県会規則』の改正	府県より内務省への上申裁可項目を規定
1880 (明治13) 年 4月 8日	布第 18号	『区町村会法』の公布	区長村会の規則が定められた。
1880 (明治13) 年11月 5日	布第 49号	『府県会規則』の改正	県令の諮問を受けて審議する常置委員会の制度が定められた。
1881 (明治14) 年 2月14日	布第 7号	『区町村会法』の改正	水利士功のための関係住民の集會について改正
1881 (明治14) 年 2月14日	布第 4号	『府県会規則』の改正	知事・県令と府県会との関係に関する再議、裁定等の規定を追加
1882 (明治15) 年 2月14日	布第 10号	『府県会規則』の改正	
1882 (明治15) 年 2月14日	布第 11号	『区町村会法』の改正	
1882 (明治15) 年 2月14日	布第 12号	『区郡部会規則』の改正	
1882 (明治15) 年12月28日	布第 68号	『府県会規則』の改正	府県会が議決拒否の場合は内務省に上申して施行できるよう改正
1884 (明治17) 年 2月 6日	達第 17号	『府県官任期令』の廢止	
1884 (明治17) 年 5月 7日	布第 14号	『区町村会法』の改正	全文改正、戸長は官選となる。府県会に対する執行部の執行権が強化された。
1884 (明治17) 年 5月20日	達第 47号	『府県官職制』の改正	府県に収税長、収税属が置かれた。

[1885 (明治18) 年12月22日

太政官制度が廢止され、内閣制度創始]

明治初期における地方財政の変遷を示す（前項表－3参照）。

（2）外貨（外資）

近代経済の建設に必要な資機材の国内生産は到底不可能であり、欧米の近代設備や技術知識の輸入を謀ったが、支払い能力が問題であった。外資導入は列強の侵略・利権搾取を招く恐れがあるとして、外貨が稼げる生産の増大を目指し、一次産品の輸出促進（生糸、茶、水産物、鉱産品）を奨励した。

注）外貨；明治前期に導入した外貨は、1870（明治3）年に東京横浜間に敷き設した鉄道建設費の一部と、1873（明治6）年に士族対策費の一部に充てた外債であった。

5. 近代創生期の土木事業費^{2) 3) 4) 5) 10) 16)}

（1）土木事業

前述した土木関係法規と重複するが、土木事業費の負担原則についてトピックス的な事項を抽出して次に概説する。

1873（明治6）8月、番外達（この「達」の別紙には河港道路修築規則が定めてある）に基づいて、府県の河港道路橋梁などの修繕費が国から下付けされる、いわゆる下渡金（さげわたしきん）を給付する制度ができた。「府県河港道路修繕規則」は全国の河川、港湾および道路をその規模により等級分けするとともに、その工事費について、官費6、地元4と言った「旧慣」による負担金の支出を定めたものであった。

1878（明治11）年7月、布告第19号で交付された「地方税規則」は、地方税で支弁する費目として「河港道路堤防橋梁建築修繕費」を定めている。

しかし、同年同日付の太政官達（第30号）で下渡金の制度は存続された。国からの下渡金の制度は存続された。国からの下渡金の存続や旧慣による施行と、土木事業に限っては地方税規則通りには徹底しなかった。

1880（明治13）年11月、「地方税改正（太政官布告第48号）」は、従来国が負担していた地方の土木事業への下渡金120万円補助金を打ち切り、翌1881（明治14）年から施行するものであった。

同規則第3条で一切の下渡金廃止が布告され、府県の工事費は府県負担とされた。

この改正を渡辺直子氏は、各府県の土木工事費の実態から次のように論述した。

「地方税規則に制定があっても、府県によっては河川費の予算を全く立てていない府県が多く、旧慣の官費一民費（協議費）の負担体系を存続していた。これに対して、道路事業は従来の民費分を協議費支弁とし、府県の地方税から協議費に補助金を支出したり、新規事業に地方税が支出されていた。地方税規則に改定は、土木費は従前の官費一民費負担体系と非常災害の「補充費」の廃止であり、官費は全て地方税で賄うもので、地方土木費の面では旧慣との決別であり、真の地方税が創出された改正であると評価している。

地方税規則改正が施行された直後の1881（明治14）

年の下渡金は6千円に過ぎなかったが、府県の反発で、翌年には予算（5万円）をはるかに超える22万円余が災害復旧費、道路開削費として支出されている。しかし、これらの費用は、国の義務的な下渡金とは異なり、国の裁量で下付する「補助金」として府県に支出された。

（2）土木事業費の負担割合

1879（明治12）年～19・20年までの「国庫支出府県費内訳」と「地方税支出状況」を表－3・4に示す。

表－4は、府県費の国庫支出金の内訳を示したものである。国の歳出総額のうち、地方への国庫支出の割合は1879（明治12）年が12.3%、1880（明治13）年が14.8%であったが、その後平均で10%前後に下がっている。また、国庫支出のやり方を、地方行政費として直接支出している官費と地方税への補助費に分けると、当初はその割合が約2：1の割合であったものが、暫時変化し、1886（明治19）年では8：2となっている。地方費への補助では、経済不況の影響も手伝って、官費土木費が減じていることが分かる。なお、1881（明治14）年には歳費の節約から地方税支弁の土木費中、「官費下渡金」は廃止されたが、完全に廃止されたわけではなく、14～19年には一ヶ年平均40万円に達している。

表－5は、府県の地方税支出から歳出の動きを見たものである。1882（明治15）年から1886（明治19）年の間に土木費が漸増し、平均して20%前後を示していることが分かる。

1873（明治6）年8月の「府県河港道路修築規則」は工事費について、官費6、地元4と言った「旧慣」による負担金の支出を定めた。1879（明治12）年にはほぼこの旧慣が守られているが、官費下渡金の廃止が謳われた14年以降は、地方負担の割合が急増し、ほぼ9割を超す比率を示している。

（3）国庫補助について

災害について土木補助金は政府のデフレ対策により1881（明治14）年から2年間は打ち切られていたが、その後復活した。しかし、補助金を査定する規定はなく内務省土木局において直接職員が現場に出向いて被害に状況を視察して府県からの申請内容と照合し、復旧工事の設計指導（補助対象は原則として原形復旧であった）して、府県会の議決を経て大蔵省に申請する仕組みになった。

なお、1897（明治30）年に制定された「国庫ヨリ補助スル公共団体ノ事業ニ関スル件」法律で、国が主務大臣の定める規定によって補助することが出来ると明記され、補助金制度が初めて確立された。

6. まとめ

現在の財源は国と地方では7：3であり、その施行は3：7と言われるように、税のほとんどは国税であり、地方交付金・補助金の形で地方に交付される中央集権的な財政制度であるが、明治期は土木事業は原則として地方負担であることが分かる。特に1881（明治14）年からその傾向が強まるようである。

表一4 国庫支出府県費(文献9)より転載)

(千円)

年度	国庫支出(A)		官 費						地 方 税 補 助						国の歳出(D)	
			本庁経費		囚徒費		小 計		警察費補助		営繕土木費		小 計			
	府県費	計		%		%		%		%		%		%	(A)/(D)	%
明治12年	7,437	100.0	3,603	48.4	1,249	16.8	4,852	65.2	800	10.8	1,785	24.0	2,585	34.8	60,317	12.3
明治13年	9,363	100.0	4,149	44.3	1,579	16.9	5,728	61.2	813	8.7	2,822	30.1	3,635	38.8	63,141	14.8
明治14年	6,069	100.0	4,510	74.3	181	3.0	4,692	77.3	1,313	21.6	64	1.1	1,377	22.7	71,353	8.5
明治15年	6,851	100.0	5,389	78.7	126	1.8	5,515	80.5	1,336	19.5			1,366	19.5	73,482	9.3
明治16年	8,204	100.0	6,462	78.8	65	0.8	6,527	79.6	1,361	16.6	315	3.8	1,677	20.4	75,606	10.9
明治17年	9,238	100.0	6,991	75.7	26	0.3	7,018	76.0	1,202	13.0	1,017	11.0	2,220	24.0	75,923	12.2
明治18年	6,886	100.0	5,488	79.7	15	0.2	5,504	79.9	1,027	14.9	355	5.2	1,382	20.1	61,115	11.3
明治19年	8,469	100.0	6,562	77.5	21	0.2	6,583	77.7	1,246	14.7	639	7.5	1,886	22.3	83,233	10.2

表一5 地方税支出(文献9)より転載)

年度	明治12		明治13		明治14		明治15		明治16		明治17		明治18		明治19		明治20	
		%		%		%		%		%		%		%		%		%
警察費及庁舎費	1,693	15.1	1,996	15.9	2,554	14.7	2,863	14.7	3,026	16.0	3,036	15.9	2,338	14.8	3,020	15.7	3,946	17.6
土 木 費	1,320	11.7	1,525	12.1	2,916	16.7	3,808	19.6	3,399	18.0	3,602	18.9	3,417	21.6	3,059	15.9	3,458	17.4
府県会議諸費	123	1.1	310	2.5	525	3.0	391	2.0	328	1.7	276	1.4	270	1.7	275	1.4	369	1.9
衛生及病院費	547	4.9	516	4.1	496	2.8	629	3.2	377	2.0	323	1.7	252	1.6	287	1.5	508	2.6
教 育 費	848	7.5	1,034	8.2	1,177	6.8	1,416	7.3	1,482	7.8	1,557	8.2	1,144	7.2	1,418	7.4	1,505	7.6
郡区庁舎建築及修繕費	74	0.7	76	0.6	111	0.6	83	0.4	169	0.9	99	0.5	46	0.3	40	0.2	99	0.5
郡区吏員給料旅費	2,334	20.8	2,563	20.3	2,617	15.0	2,727	14.0	2,497	13.2	2,535	13.3	4,909	12.1	2,508	13.0	2,616	13.2
教 育 費	39	0.3	33	0.3	35	0.2	36	0.2	37	0.2	39	0.2	34	0.2	41	0.2	61	0.3
捕役場及艦破船費	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
管内諸連示掲示諸費	257	2.3	281	2.2	260	1.5	254	1.3	238	1.3	208	1.1	146	0.9	174	0.9	84	0.4
給 養 費	228	2.0	272	2.2	198	1.1	193	1.0	156	0.8	128	0.7	98	0.6	103	0.5	137	0.7
戸長以下給料及旅費	3,717	33.0	3,833	30.4	3,946	22.7	3,912	20.2	3,983	21.1	3,651	19.1	3,028	19.1	4,187	21.8	4,155	20.9
府県庁舎建築修繕費					53	0.3	87	0.4	172	0.9	86	0.5	35	0.2	71	0.4	94	0.5
府県監獄囚徒費					2,292	13.2	2,691	13.9	2,810	14.9	3,260	17.1	2,710	17.1	3,581	18.6	2,911	14.7
其 他 諸 費	65	0.6	158	1.3	240	1.4	320	1.6	220	1.2	288	1.5	392	2.5	474	2.5	371	1.9
合 計	11,248	100.0	12,602	100.0	17,420	100.0	19,412	100.0	18,899	100.0	19,088	100.0	15,821	100.0	19,238	100.0	19,864	100.0

参考文献

- 1) 田中邦博他：土木事業費に視る内務省財政の変遷、土木学会土木史研究講演集、Vol.23、pp.1~4、2003年
- 2) 大霞会内務省史編集委員会編：『内務省史(第一巻)』、大霞会、1971年
- 3) 大霞会内務省史編集委員会編：『内務省史(第二巻)』、大霞会、1971年
- 4) 大霞会内務省史編集委員会編：『内務省史(第三巻)』、大霞会、1971年
- 5) 大霞会内務省史編集委員会編：『内務省史(第四巻)』、大霞会、1971年
- 6) 百瀬考：『内務省』、PHP新書、2001年
- 7) 沢本守幸：『公共投資100年の歩みー日本に経済発展とともにー』、大成出版社、1981年
- 8) 土木学会誌編集委員会：近代土木の再評価、土木学会誌、Vol.75、pp.1~7、1990年
- 9) 吉岡健次：『日本地方財政史』、東京大学出版会、1981年
- 10) 岩元和秋：『現代日本地方財政論』、杉原書店、1982年
- 11) 藤田武夫：『日本地方財政の歴史と課題』、同文館、1987年
- 12) 地方自治百年史編集委員会：『地方自治百年史(第三巻)』、地方自治法施行40周年自治制公布百年記念会、1993年
- 13) 日本銀行統計局編：『復刻版 明治以降本邦主要経済統計』、並木書房、1999年
- 14) 朝日新聞社編：『復刻版 明治・大正期日本経済統計総覧(上・下巻)』、並木書房、1999年
- 15) 地方自治百年史編集委員会：『地方自治百年史(資料編;年表)』、地方自治法施行40周年自治制公布百年記念会、1993年
- 16) 工学会編：『明治工学史土木編』、工学会、1929年